

ふくろうニュース

No.17

2012.5.18

ご案内 第10回定時総会&記念講演会

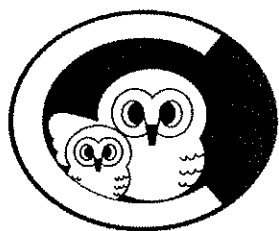
消費者ネット広島は、皆様に支えていただき、法人として9年目、適格消費者団体として4年目を迎え、消費者被害の未然防止・拡大防止の取り組みを推進していく決意を新たに、下記の通り第10回定時総会を開催いたします。

消費者被害救済のための新たな制度創設も大きな局面を迎えており、それを担う団体の体制整備に向けた準備も重点の一つに挙げられております。総会に先立つ記念講演では国民生活センターの、野々山宏理事長（写真）を講師にお招きし、新制度をはじめ消費者関連法の改正について、その内容や背景となる様々な相談・被害の事例等をご講演いただきます。また、広島弁護士会の有志「消費者一座」による消費者被害を題材にした寸劇も予定しております。



講師：野々山宏さん

会員の皆様には既にご案内しておりますが、お誘い合わせの上ご参集いただきますよう、ご案内申し上げます。



目次

◇ ご案内第10回定時総会記念講演	1
◇ 今国会でくらしにかかわる法律の改正が議論されています	2
◇ 市町の消費者行政しらべを行いました	3
◇ 第2回相談員学習情報交換会報告	3
◇ 活動日誌	4

【日 時】 2012年6月9日(土) 13:30-16:00

【場 所】 広島YMCA 2号館地下コンベンションホール
(広島市中区上八丁堀7-11 TEL: 082-227-6816)

【タイムテーブル】

13:30-14:30 講演

演題 「消費者関連法の改正とその背景」(仮称)

講師 独立行政法人国民生活センター 野々山宏 理事長

14:30-15:15 寸劇

弁護士劇団「消費者一座」

15:25-16:15 総会

会員の皆様は、出欠用紙のご提出をよろしくお願いいたします。また、引き続き会費の納入にご協力ください。(既に納入をいただいた方々、ありがとうございます。)

今国会で議論されています ～私たちのくらしにかかわる法律の改正～

消費者安全法の一部改正案

消費者の生命・身体に被害を及ぼす事故について、原因究明するための調査機関の設置と、消費者の財産に対する重大な被害発生・拡大を防止するための規制措置が主な内容。

消費者安全法は、消費者庁の設置（2009）に伴い、これまで各省庁にまたがっていた消費者行政を消費者庁に一本化し、消費者の消費生活における安全を確保するために制定された法律。消費者庁発足以前より、ガス瞬間湯沸かし器の中毒事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリー窒息事故等、さまざまな事故が発生。同じような事故を防止できなかった原因の一つとして、これまで所轄分野ごとにバラバラで対応したため、対策が後手に回り被害が拡大したことがあった。事故の原因を科学的に調査し、同じような事故が起こらないよう、予防・再発防止対策の仕組みとして、あらたに「消費者安全調査委員会」（仮称）を消費者庁に設置する。

また、最近では身体や生命に関わる事故だけでなく、架空の資源探掘権の取引や換金不可能な外国通貨の取引など消費者の財産に関わる被害が増大しているにもかかわらず、防止するための他の法律がないため対応できない事案が存在している。こうした被害を生じさせる事業者に対して、行政（消費者庁）がその不当な取引をやめるよう「勧告」「命令」を出し、従わない場合は罰則も設けるというもの。



消費者ネット広島では
被害など情報提供を
お待ちしております。

☎ 082-962-6181

貴金属の「押し買い」にもクーリング・オフが可能に

特定商取引法の一部改正案

不要な貴金属、着物を買収するといって自宅を訪問し、貴金属を相場より安く、強引に買い取る「押し買い」が急増。被害者は高齢者の独り暮らし女性が圧倒的に多い。事業者名もはっきりしなかったり、領収書が無かったりするケースもあり、一度渡してしまったら取り戻すことは困難。現行の消費者契約法や特商法、古物営業法では対応に限界があり、特定商取引法（訪問販売や電話勧誘販売、通信販売等の取引が対象）の改正案として今国会に提出された。

改正案の概要は、①規制対象物品は政令で指定 ②事業者の不当な勧誘行為の規制（事業者名や目的を明らかにしない、断った方への再勧誘禁止、事実を隠しての勧誘禁止、威迫困惑させる勧誘行為禁止など）③書面の交付義務 ④書面交付から8日間はクーリング・オフが可能に（申込みの解除や貴金属の業者への引き渡し拒否など）⑤違反業者の行政措置 など。成立すれば公布から半年以内に施行される予定とのことだが、悪質業者がすぐに無くなることは難しい。

業者のセールストークに惑わされることなく、消費者自身が注意することが、やはり必要です。

被害救済が可能になる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」

消費者庁が今国会に提出予定の「集団的消費者被害救済制度」は、現在の消費者団体訴訟制度で対応できなかった損害賠償を、消費者に替わって請求できる制度。

この制度では、現在の適格消費者団体の中で、基準を満たした「特定適格消費者団体」が訴訟の担い手となり、2段階の手続きを経て被害回復を図るのが特徴です。

1段階目で事業者の契約条項や勧誘方法などに問題があると判決がされたのち、第2段階目に入り、特定適格消費者団体が被害に遭った消費者の参加を募る。特定適格消費者団体が損害賠償請求をまとめて裁判所にし、栽培所は個別の返金額を決定。団体を通じて消費者に返還される。消費者は2段階目の裁判に参加するかどうかは自由。この制度に対する事業者の反対や、適格消費者団体にとっても必要な体制や財政基盤の確保など課題が多いが、泣き寝入りする消費者を無くすためにも、早期実現を願いたい。今国会での成立は困難な状況。

市町の消費者行政しらべをおこないました

当法人が加入している広島県消費者団体連絡協議会では、2011年度に広島県内23市町の消費者行政しらべを行ない、アンケート形式で現状を調べました。アンケートに先立ち当法人理事や地元在住の連絡会構成団体のメンバーが自治体を訪問して協力のお願いと30分程度の懇談を行いました。各自治体が工夫して作成している啓発グッズもご提供いただきました。結果について現在、まとめているところです。地方消費者行政活性化基金による相談窓口の整備や体制強化は一定前進しているものの、基金終了後の維持は課題であることを改めて感じました。

またほとんどの自治体に啓発ツールや出前講座などが用意されています。より効果を上げるためには、行政と人、とりわけ地域リーダーの積極的な関わりが大切とも感じています。

アンケート集約が語っているものをさらに読み込みながら、消費者（団体）としてできることはなにかを考え、行政とともに、消費者被害防止に向けて知恵を出しあっていきたいと考えています。

第2回相談員学習情報交換会 報告

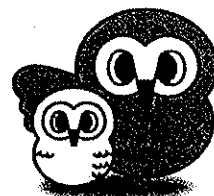
と き 2012年 3月14日(水) ところ:消費者ネット広島事務所

参加者:相談員10名、弁護士4名

消費者ネット広島では、最近の相談事例をもとに、年に数回、消費生活相談員さんと弁護士の先生による学習・情報交換会を行っています。今回（3/14）は「通信販売の返品特約」について検討しました。1つ目はDMで購入した3万5千円の「開運数珠」を返品したら、返品手数料と返金手数料の名目で約2万円も代金から差し引かれたという件。広告には「8日以内未開封返品可、返品送料、返品手数料、返金手数料は顧客負担」との記載はありますが、消費者に負担させる具体的な金額は明示されていませんでした。経済産業局の見解は「不十分ではあるが違法とまでは言えない」でした。弁護士から「特商法施行規則8条4号の『販売価格、送料以外の金銭的負担がある場合』の規定に反しており、また、「消費者契約法4条『断定的判断の提供』に該当し、同条2項による契約取消」が可能だとの解説がありました。相談員から「すぐに業者がいなくなる可能性もあり、消費者ネット広島に情報提供し差し止め請求をすべき」との意見も出ました。

2つ目は、ネットショッピングモールで購入したペットの矯正用首輪の不良品返品の件。①業者に対し、先に代替商品の発送を求めることができるか、②HP記載の「返品条件等や販売に関する免責重要事項」の適否について、弁護士からは①商品の瑕疵の有無の確認が必要となるので、消費者が別のものを先に送れ（同時履行の請求）という権利はない。②事業者の責任の全部を免除する条項は、消費者契約法第8条第5号の規定で無効であるとの解説がありました。今後も、このような弁護士との情報交換会で司法の視点からの救済策を学び、日々の相談業務に活かしていきたいと思えます。

（消費者ネット広島 検討委員寺本ひとみ）



活動日誌

●地方消費者グループフォーラム(広島)

と き 2012年1月27日(金) 13時30分～16時30分

ところ 広島国際会議場「コスモス」 主 催 中国・四国ブロック実行委員会、消費者庁

消費生活に関わる問題は、多岐にわたっており、消費者団体をはじめ、各地域で多様な活動をしている団体・グループと、行政との連携を図り、課題に取り組むことが不可欠である。お互いの情報交換・意見交換を行う場として開催。消費者団体からの活動報告の一つとして、当団体から消費者被害防止の視点での「まちづくり」について、この間行ってきた「高齢消費者等見守りサポーター養成研修」や「消費者被害防止ネットワーク構想」「市町の消費者行政しらべ」について紹介した。(参加者 35団体83名)

●第12回全国適格消費者団体協議会

と き 2012年3月17日(土) 13時30分～17時10分

ところ パシフィックホテル広島 参加者 15団体48名

全国の適格消費者団体と認定をめざす団体および消費者庁が年2回一堂に会し、情報交換や活動交流を行う連絡協議会が、今回広島で開催。消費者庁からは特定商取引法の改正や集団的消費者被害救済制度の進捗状況についての報告があった。新たな訴訟制度については、団体からは実現を期待する一方で、必要な体制や財政問題、対象事案など課題も多く、国からの支援を求める意見が出された。今回の連絡会では、各団体が取り組んでいる差し止め事案の中で、業界全体に関わる問題を含むケースが多い結婚式場や情報通信、賃貸住宅について情報共有をはかった。



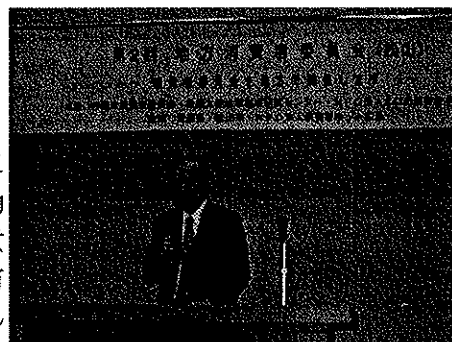
●第2回地方消費者委員会(松山)にパネリスト参加

と き 2012年3月24日(土)

ところ 松山市(愛媛大学 南加記念ホール) 参加者90名

主 催 内閣府消費者委員会、ほか

地方消費者委員会は、内閣府の消費者委員会の委員が地方に出向き、消費者や消費者団体の声を直接伺い、問題解決を効果的にすすめるために、自治体や関係団体と連携して行う意見交換の場です。仙台に続いて、第2回目の委員会が松山市で開催。当法人理事の鳥谷部先生(広島大学)と三村明さん(行政書士)が参加。地元の相談員さんからの事例報告に続き、三村理事からは昨年和解に至った貸衣装店のキャンセル料条項の差し止め請求について報告され、後半のシンポジウムでは鳥谷部先生から「消費者ネット広島の沿革・活動・課題」と題して、当法人の現状や課題について紹介いただいた。



消費生活相談員養成講座受講のお誘い

今年度もやります。養成講座

今年で3回目を迎える相談員養成講座。国民生活センターが認定する資格取得を目指して行う講座です。消費者トラブルに遭わないためにも、消費者を守る法律や制度について、あなたも学びませんか。そして10月の資格認定試験にチャレンジしましょう。

広島会場(広島YMCA)

日程 6月16日(土)～7月15日(日)の土・日

10時～16時 ※6/30と7/1を除く8日間

定員 70名 申込み締切 6月1日(金)

福山会場(福山プラザホテル)

日程 6月30日(土)～7月29日(日)の土・日

10時～16時 ※7/7と7/8を除く8日間

定員 30名 申込み締切 6月18日(月)

※受講料 無料(ただし教材費として450円別途要)

みんなの力で消費者の権利を育てよう
適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル 3階

☎ 082(962)6181

FAX 082(962)6182

E-mail: info@shohinet-h.or.jp

URL <http://www.shohinet-h.or.jp/>

